

奈良県地域公共交通事業者燃料価格高騰対策等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、燃料価格高騰等に伴う経営環境の変化による影響を緩和し、県民の日常生活及び社会生活を支える地域公共交通の維持・充実に資するため、地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支援対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 県内に本社若しくは営業所を有し、又は基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金の交付を受けて一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。この号及び次号において「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営業者

イ 県内に本社又は営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業（法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）を営業者

ウ 県内に本社又は営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業（法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営業者

(2) **令和7年3月31日**（以下「交付基準日」という。）において、一般旅客自動車運送事業（法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業をいう。）を営んでおり、かつ、事業を継続する意思を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(対象車両)

第3条 支援金の交付の対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、支援対象事業者が所有する事業用車両のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 交付基準日において、次のいずれかの事業用自動車として奈良運輸支局に届出がなされている車両又は基幹公共交通ネットワーク計画の対象系統を運行している車両であること。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両のうち、乗車定員11人以上のもの（以下「路線バス（乗合バス）車両」という。）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両（以下「貸切バス車両」という。）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両（以下「乗用タクシー車両」という。）

(2) 休車中の車両ではないこと。

(3) 市町村等からの運行委託等に基づき、専ら当該運行の用に供する車両ではないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象車両の区分に応じ、それぞれ別表に定める金額とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、奈良県地域公共交通事業者燃料価格高騰対策等支援金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に申請しなければならない。なお、第1号様式においては押印不要とする。

- (1) 対象車両一覧表（第1号様式 別紙1）
- (2) 誓約・同意書（第1号様式 別紙2）
- (3) 対象車両全ての自動車検査証記録事項の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

3 知事は、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた支援対象事業者は、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、奈良県地域公共交通事業者燃料価格高騰対策等支援金請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。なお、第2号様式は押印不要とする。

2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

2 前項の規定により、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した支援金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 支援対象事業者は、その交付を受けた支援金に関する関係書類を、交付決定日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 10 月 18 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表

対象車両	支援金の金額
路線バス（乗合バス）車両	1 台あたり 4 万円
貸切バス車両	1 台あたり 4 万円
乗用タクシー車両 ※福祉輸送事業の用に供されている車両を除く	1 台あたり 3 万円

※ただし、事業用自動車として奈良運輸支局に届出がなされていないもののうち、基幹公共交通ネットワーク計画の対象系統を運行している車両については、補助対象系統 1 つにつき 1 台を対象とする。